

# 令和5年度に実施した個別指導 において保険医療機関（歯科） に改善を求めた主な指摘事項

東海北陸厚生局

# 目次

I	保険診療等に関する事項 .....	- 1 -
1	診療録等 .....	- 1 -
2	基本診療料等 .....	- 3 -
3	医学管理等 .....	- 3 -
4	在宅医療 .....	- 6 -
5	検査 .....	- 7 -
6	画像診断 .....	- 8 -
7	投薬 .....	- 8 -
8	リハビリテーション .....	- 9 -
9	処置 .....	- 9 -
10	手術 .....	- 12 -
11	歯冠修復及び欠損補綴 .....	- 12 -
12	保険外診療 .....	- 13 -
II	診療報酬の請求等に関する事項 .....	- 14 -
1	届出事項、報告事項等 .....	- 14 -
2	掲示事項 .....	- 14 -
3	基本診療料の施設基準等 .....	- 14 -
4	診療報酬請求 .....	- 14 -
5	一部負担金等 .....	- 14 -
6	その他 .....	- 15 -

## I 保険診療等に関する事項

### 1 診療録等

#### (1) 診療録

- ① 診療録の整備及び保管状況について、不備のある例が認められたので改めること。  
診療録が散逸しないように適切に編綴すること。
- ② 保険医は、診療録が保険請求の根拠であることを認識し、必要な事項を十分に記載すること。
- ③ 保険医は、診療の都度、遅滞なく診療録の記載を行うこと。
- ④ 複数の保険医が従事する保険医療機関においては、診療の責任の所在を明確するために、診療を担当した保険医は診療録を記載した後、署名又は記名押印すること。
- ⑤ 保険医が実施した診療内容について、診療録が歯科医師以外の者（歯科衛生士、歯科助手、事務員）により記載されている例が認められたので、診療録は原則として診療を担当した保険医が記載すること。やむを得ず口述筆記等を行う場合には、保険医自らが記載内容に誤りがないことを確認の上、署名又は記名押印すること。
- ⑥ レセプトコンピュータ等OA機器により作成した診療録の記載方法、記載内容に次の例が認められたので、適切に診療録を作成すること。
  - ア 診療を行った保険医が署名又は記名押印を行っていない。
  - イ 診療を行った場合に遅滞なく診療録を印刷していない。
- ⑦ 診療録の記載方法、記載内容に次の例が認められたので、適切に記載すること。
  - ア 診療行為の手順と異なった記載がある。
  - イ 行を空けた記載がある。
  - ウ 療法・処置欄の1行に対し複数段の記載がある。
  - エ 判読困難な記載がある。
  - オ 欄外への記載がある。
  - カ 二本線で抹消せず、塗りつぶし、修正液及び×印による訂正がある。
  - キ 書き換え可能な筆記用具（鉛筆）による記載がある。
  - ク 訂正又は追記した者、内容、日時が不明である。
- ⑧ 独自の略称及び現在使用されていない略称を使用している例が認められたので、略称を使用するに当たっては、「歯科の診療録及び診療報酬明細書に使用できる略称について（令5. 3. 27 保医発 0327 第10号）」を参照し適切に記載すること。
- ⑨ 診療録第1面（療担規則様式第一号（二）の1）の記載内容に次の例が認められたので、必要な事項を適切に記載すること。
  - ア 部位、傷病名、開始年月日、終了年月日及び転帰について記載がない又

は誤っている。

イ 主訴及び口腔内所見について記載がない又は誤っている。

ウ 傷病名に（P）の略称を使用しており、病態に係る記載がない。

エ 歯科医学的に診断根拠のない、いわゆるレセプト病名が認められる。

オ 傷病名を適切に整理していない次の例が認められる。

整理していないために傷病名が多数となっている。

- ⑩ 診療録第2面（療担規則様式第一号（二）の2）の記載内容に次の例が認められたので、必要な事項を適切に記載すること。

症状、所見、診療方針、部位、診療経過、全身状態、点数、負担金徴収額、について記載がない又は不十分である。

- ⑪ 診療録を訂正、追記する必要が生じた場合に、その訂正、追記が行われていない例が認められたので、適切に記載すること。

- ⑫ 歯冠修復及び欠損補綴について、保険外診療へ移行した場合は、診療録に保険外診療への移行や当該部位に係る保険診療が完結している旨を明確に記載すること。

（2）電子的に保存している記録

最新の「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に準拠していない次の事項が認められたので、適切な医療情報システムの運用を行うこと。

運用管理規程がない。

（3）歯科技工指示書

- ① 歯科技工指示書に記載すべき次の内容に不備が認められたので、必要な事項を適切に記載すること。

ア 設計

イ 使用材料

ウ 発行の年月日

エ 発行した歯科医師の氏名及び当該歯科医師の勤務する病院又は診療所の所在地

- ② 診療録と関係書類（歯科技工指示書、納品書）において、歯科技工物の製作部位、材料について一致しない例が認められたので、保険医療機関及び保険医により十分に照合・確認すること。

（4）歯科衛生士の業務記録

歯科衛生士が行った業務について、記録を作成していない例が認められたので改めること。

（5）提供文書

歯科疾患管理料に係る提供文書の原本を診療録に添付し、写しを患者等に提供している例が認められたので、患者等に文書の原本を提供し診療録に当該文書の写しを添付すること。

## 2 基本診療料等

### (1) 初診料、再診料

歯周病等の慢性疾患である場合等であって、同一の疾病又は負傷に係る診療が継続している場合に、算定できない歯科初診料を算定している例が認められたので改めること。

### (2) 初・再診料の加算

- ① 歯科診療特別対応加算に係る診療録に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

算定した日の患者の状態

- ② 著しく歯科診療が困難な者に該当していない場合に、算定できない歯科診療特別対応加算を算定している例が認められたので改めること。

## 3 医学管理等

### (1) 歯科疾患管理料

- ① 歯科疾患管理料は、継続的管理を必要とする歯科疾患を有する患者に対して、口腔を一単位としてとらえ、患者との協働により行う口腔管理に加えて、病状が改善した疾患等の再発防止及び重症化予防を評価したものである旨を踏まえ、適切に実施すること。

- ② 算定要件を満たしていない歯科疾患管理料を算定している次の例が認められたので改めること。

ア 1回目の管理計画において、患者の歯科治療及び口腔管理を行う上で必要な基本状況、口腔の状態、必要に応じて実施した検査結果等の要点、治療方針の概要等、歯科疾患の継続的管理を行う上で必要となる情報を診療録に記載していない。

イ 2回目以降の歯科疾患管理料を算定した月に、当該管理に係る要点を診療録に記載していない。

ウ 2回目以降の管理を行う際に、管理計画に変更があった場合において、変更の内容を診療録に記載していない。

エ 歯周病に罹患している患者の管理を行う場合に、歯周病検査の結果を踏まえた治療方針等を含んだ管理計画を作成していない。

- ③ 1回目の管理計画において診療録に記載すべき内容について、記載の不充分又は画一的に記載している例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

ア 基本状況（全身の状態、基礎疾患の有無、服薬状況、喫煙状況を含む生活習慣の状況等）

イ 口腔の状態（歯科疾患、口腔衛生状態、口腔機能の状態等）

ウ 必要に応じて実施した検査結果等の要点

エ 治療方針の概要等

④ 2回目以降の歯科疾患管理料を算定した月に診療録に記載すべき管理に係る要点について、記載の不十分な例又は画一的に記載している例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

⑤ 算定できない歯科疾患管理料を算定している次の例が認められたので改めること。

有床義歯を原因とする疾患に係る治療のみを行っている。

⑥ 文書提供加算

ア 患者等に提供した文書の写しを診療録に添付しておらず、算定要件を満たしていない文書提供加算を算定している例が認められたので改めること。

イ 文書提供加算に係る提供文書に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

治療方針の概要等

⑦ エナメル質初期う蝕管理加算

ア 算定要件を満たしていないエナメル質初期う蝕管理加算を算定している次の例が認められたので改めること。

- ・ 初回算定の際に、口腔内カラー写真の撮影を行っていない。
- ・ 2回目以降の算定の際に、口腔内カラー写真の撮影又は光学式う蝕検出装置による測定を行っていない。

イ 診療録に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

患者等に対して説明した内容の要点

ウ 口腔内カラー写真について、画像が不鮮明な例が認められたので、適切に撮影すること。

⑧ 長期管理加算

ア 算定要件を満たしていない長期管理加算を算定している次の例が認められたので改めること。

当該管理加算を初めて算定する場合に、患者の治療経過及び口腔の状態を踏まえた今後の口腔管理に当たって特に留意すべき事項について、その要点を診療録に記載していない。

イ 長期管理加算を初めて算定する場合に、診療録に記載すべき内容について、患者の治療経過及び口腔の状態を踏まえた今後の口腔管理に当たって特に留意すべき事項の要点の記載が不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

(2) 小児口腔機能管理料

小児口腔機能管理料は、口腔機能の発達不全が認められる小児のうち、継

続的な管理が必要な患者に対して、正常な口腔機能の獲得を目的として行う医学管理について評価したものであることを踏まえ、適切に実施すること。

(3) 口腔機能管理料

- ① 算定要件を満たしていない口腔機能管理料を算定している次の例が認められたので改めること。

管理計画に係る提供文書の写しを診療録に添付していない。

- ② 算定できない口腔機能管理料を算定している次の例が認められたので改めること。

最新の「口腔機能低下症に関する基本的な考え方」（日本歯科医学会）に示されている「口腔機能低下症」の診断基準を満たしていない。

(4) 周術期等口腔機能管理料（Ⅱ）

算定要件を満たしていない周術期等口腔機能管理料（Ⅱ）を算定している次の例が認められたので改めること。

管理報告書を作成していない。

(5) 歯科衛生実地指導料

- ① 算定要件を満たしていない歯科衛生実地指導料1を算定している次の例が認められたので改めること。

ア 歯科衛生士に行った指示内容等の要点を診療録に記載していない。

イ 情報提供文書の写しを診療録に添付していない。

ウ 歯科衛生士による実地指導を15分以上実施していない。

- ② 情報提供文書に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

ア 主治の歯科医師の氏名

イ 指導を行った歯科衛生士の氏名

(6) 歯周病患者画像活用指導料

歯周病患者画像活用指導料は、歯周病に罹患している患者に対しプラークコントロールの動機付けを目的として、口腔内カラー写真を用いて療養上必要な指導及び説明を行うものである旨を踏まえ、適切に実施すること。

(7) 歯科治療時医療管理料

診療録に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

患者の全身状態の要点

(8) 診療情報提供料（Ⅰ）

- ① 算定要件を満たしていない診療情報提供料（Ⅰ）を算定している次の例が認められたので改めること。

ア 交付した文書の写しを診療録に添付していない。

イ 紹介先の機関が未定の場合に算定している。

- ② 治療の可否に関する問い合わせを行った場合に、算定できない診療情報提

供料（I）を算定している例が認められたので改めること。

- ③ 医療機関への紹介に当たっては、「別紙様式 11」又はこれに準じた様式の文書に必要事項を記載すること。

(9) 診療情報連携共有料

算定要件を満たしていない診療情報連携共有料を算定している次の例が認められたので改めること。

交付した文書の写しを診療録に添付していない。

(10) 薬剤情報提供料

算定要件を満たしていない薬剤情報提供料を算定している次の例が認められたので改めること。

薬剤情報を提供した旨を診療録に記載していない。

(11) 新製有床義歯管理料

- ① 有床義歯に係る管理を行うに当たっては、最新の「有床義歯の管理について」（日本歯科医学会）を参考に適切な医学管理を行うこと。

- ② 算定要件を満たしていない新製有床義歯管理料（「1 2 以外の場合」、「2 困難な場合」）を算定している次の例が認められたので改めること。

ア 情報提供文書の写しを診療録に添付していない。

イ 情報提供文書を患者又はその家族等に提供していない。

ウ 情報提供文書に欠損の状態、担当歯科医師の氏名を記載していない。

- ③ 情報提供文書に記載すべき内容（欠損の状態）について、記載の不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

## 4 在宅医療

(1) 歯科訪問診療料

- ① 算定要件を満たしていない歯科訪問診療料を算定している次の例が認められたので改めること。

ア 歯科訪問診療の際の患者の状態等（急変時の対応を含む）を診療録に記載していない。

イ 診療録及び診療報酬明細書に記載すべき実施時刻（開始時刻と終了時刻）について実態と異なる。

- ② 診療録に記載すべき内容について、画一的に記載している例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

ア 患者の病状に基づいた訪問診療計画の要点

イ 実施時刻（開始時刻と終了時刻）

ウ 歯科訪問診療の際の患者の状態等（急変時の対応の要点を含む。）

- ③ 歯科訪問診療料に係る診療時間は、診療前の準備に要した時間、診療後の片付けに要した時間を含めず、実際に診療を実施した時刻について記録すること。



- ④ 診療時間が20分未満の場合において、治療中に患者の容体が急変し医師の診察を要する場合等やむを得ず治療を中止した場合又は「著しく歯科診療が困難な者」に準ずる状態若しくは要介護3以上に準ずる状態に該当していない場合に、算定できない歯科訪問診療1の所定点数を算定している例が認められたので改めること。

(3) 歯科訪問診療料の加算

- ① 算定要件を満たしていない歯科診療特別対応加算を算定している次の例が認められたので改めること。

当該加算を算定した日の患者の状態を診療録に記載していない。

- ② 歯科診療特別対応加算に係る診療録に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

算定した日の患者の状態

- ③ 算定要件を満たしていない通信画像情報活用加算を算定している次の例が認められたので改めること。

歯科医師が当該保険医療機関においてリアルタイムで口腔内ビデオ画像により当該患者の口腔内の状態等を観察していない。

(4) 在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料

算定要件を満たしていない在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料を算定している次の例が認められたので改めること。

指導管理を20分以上実施していない。

## 5 検査

(1) 歯周病検査

- ① 算定要件を満たしていない歯周基本検査を算定している次の例が認められたので改めること。

ア 必要な検査のうち、歯周ポケット測定（1点以上）及び歯の動揺度の結果を診療録に記載又は検査結果の分かる記録を診療録に添付していない。

イ 1口腔単位で実施していない。

- ② 算定要件を満たしていない歯周精密検査を算定している次の例が認められたので改めること。

ア 必要な検査のうち、プロービング時の出血の有無を実施していない。

イ 必要な検査のうち、歯の動揺度、プラークチャートを用いたプラークの付着状況の結果を診療録に記載又は検査結果が分かる記録を診療録に添付していない。

- ③ 臨床所見、画像診断所見、処置内容、症状経過等から判断して、必要性の認められない歯周精密検査を実施している例が認められたので改めること。

- ④ 算定要件を満たしていない混合歯列期歯周病検査を算定している次の例が

認められたので改めること。

必要な検査のうちプラークチャートを用いたプラークの付着状況の結果を診療録に記載又は検査結果が分かる記録を診療録に添付していない。

- ⑤ 歯周病検査において、検査歯数から除外すべき残根歯（歯内療法、根面被覆、キーパー付き根面板を行って積極的に保存した残根を除く。）を含めた歯数の区分で算定している例が認められたので改めること。

## (2) 検査料

術前の検査について、必要性の認められない検査項目も含めて画一的に実施している例が認められたので改めること。

## 6 画像診断

### (1) 総論的事項

- ① 歯科エックス線撮影において、診断に必要な部位が撮影されていない不適切な例が認められたので改めること。
- ② 必要性の認められない歯科エックス線撮影、歯科パノラマ断層撮影及び歯科用3次元エックス線断層撮影を行っている例が認められたので改めること。

### (2) 診断料

- ① 算定要件を満たしていない画像診断における診断料を算定している次の例が認められたので改めること。

歯科エックス線撮影、歯科パノラマ断層撮影を行った場合に、写真診断に係る必要な所見を診療録に記載していない。

- ② 歯科エックス線撮影、歯科パノラマ断層撮影又は歯科用3次元エックス線断層撮影を行った場合に、診療録に記載すべき写真診断に係る必要な所見について、記載の不十分な例が認められたので個々の症例に応じて適切に記載すること。

## 7 投薬

### 投薬

- ① 医薬品医療機器等法の承認事項からみて、次の不適切な例が認められたので改めること。

#### 適応外

- ② 医師が処方すべき薬剤を歯科医師が処方している不適切な例が認められたので改めること。
- ③ 用法、用量について、診療録に記載していない又は記載が不十分な例が認められたので、適切に記載すること。
- ④ 処置内容、症状等にかかわらず、画一的な投薬をしている例が認められたので、症状、経過等を考慮の上、投薬日数、投薬量、投与方法をその都度決定すること。

⑤ 投薬を行うに当たっては、医薬品医療機器等法の承認事項に加え、薬剤の重要な基本的注意事項を考慮し、個々の症例に応じて適切に判断すること。

⑥ 投薬を行うに当たっては、相互作用（併用注意）をよく理解し、個々の症例に応じて適切に判断すること。

## (2) 処方箋

処方箋の記載内容に不備のある例が認められたので、適切に記載すること。  
用法の記載がない。

## 8 リハビリテーション

### (1) 摂食機能療法

① 診療録の記載内容等から判断して、1回につき30分以上訓練指導を実施したとは認められず、算定要件を満たしていない摂食機能療法「1 30分以上の場合」を算定している例が認められたので改めること。

② 診療録に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

療法の内容の要点

### (2) 歯科口腔リハビリテーション料1

① 調整部位又は指導内容等の要点を診療録に記載しておらず、算定要件を満たしていない歯科口腔リハビリテーション料1「1 有床義歯の場合」を算定している例が認められたので改めること。

② 歯科口腔リハビリテーション料1「1 有床義歯の場合」を算定している場合に、診療録に記載すべき調整部位又は指導内容等の要点について、記載の不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

## 9 処置

### (1) う蝕処置

① 算定部位ごとに処置内容等を診療録に記載しておらず、算定要件を満たしていないう蝕処置を算定している例が認められたので改めること。

② 診療録に記載すべき処置内容等について、記載の不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

### (2) う蝕薬物塗布処置

医薬品医療機器等法の承認と異なる用法でフッ化ジアンミン銀を使用している不適切な例が認められたので改めること。

### (3) 歯内療法

#### ① 総論的事項

一連の根管治療の費用の算定において、2根管で算定すべきものを3根管以上として誤って算定している例が認められたので改めること。

#### ② 加圧根管充填処置

ア 算定要件を満たしていない加圧根管充填処置を算定している次の例が認められたので改めること。

- ・ 緊密な根管充填を行っていない。
- ・ 複数の根管を有する歯において、一部の根管で緊密な根管充填を行っていない。
- ・ 根管充填後に撮影した歯科用エックス線画像又は歯科部分パノラマ断層撮影画像が根管充填の確認に利用できない。

イ 加圧根管充填処置について、2根管で算定すべきものを3根管以上として誤って算定している例が認められたので改めること。

③ 必要性の認められない抜歯前提の消炎拡大処置を算定している例が認められたので改めること。

#### (4) 歯周組織の処置に係る総論的事項

① 歯周病に係る症状、所見、治癒の判断、治療計画等の診療録への記載が不十分であり、診断根拠や治療方針が不明確な例が認められたので、記載内容の充実を図ること。

② 歯周治療の実施に当たっては、最新の「歯周病の治療に関する基本的な考え方」（日本歯科医学会）を参考に適切な治療を行うこと。

③ 歯周病に係る診断根拠、治療方針、治癒の判断及び治療計画の修正等が不明確な例が認められたので、歯周病検査及び画像診断の結果等を診断及び治療に十分活用すること。

#### (5) 歯周基本治療

① 歯周病検査の結果に基づいて行っておらず、算定要件を満たしていない歯周基本治療（スケーリング・ルートプレーニング）を算定している例が認められたので改めること。

② 必要性の認められない歯周基本治療（スケーリング、スケーリング・ルートプレーニング）を実施している例が認められたので、歯周病検査の結果、画像診断等に基づく的確な診断及び治療計画により適切な治療を行うこと。

#### (6) 歯周病安定期治療

① 算定要件を満たしていない歯周病安定期治療を算定している次の例が認められたので改めること。

ア 歯周病安定期治療の開始に当たって、歯周病検査を行っていない。

イ 歯周病安定期治療の開始に当たって、歯周病検査の結果の要点や当該治療方針等についての管理計画書を作成していない。

ウ 一時的に症状が安定した状態に至っていない。

② 管理計画書に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

ア 歯周病検査の結果の要点

イ 歯周病安定期治療の治療方針

- ③ 歯周病安定期治療の実施に際しては、一連の歯周基本治療等の終了後に、一時的に病状が安定した状態であって、継続的な治療が必要と判断された患者に対して、病状の安定を維持し、治癒させることを目的として実施すること。

(7) 歯周病重症化予防治療

- ① 管理計画書に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

ア 歯周病検査の結果の要点

イ 歯周病重症化予防治療の治療方針

- ② 歯周病重症化予防治療に際しては、2回目以降の歯周病検査終了後、歯周ポケットが4ミリメートル未満の患者で部分的な歯肉の炎症又はプロービング時の出血が認められる状態であって、継続的な治療が必要と判断された患者に対して、歯周病の重症化予防を目的として実施すること。

(8) 口腔内装置

- ① 顎関節症、歯ぎしりに対して、口腔内装置を用いた治療を行っている場合における症状、所見、診断等について、診療録に記載していない又は診療録への記載が不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

- ② 口腔内装置2又は口腔内装置3として算定すべきものを口腔内装置1として誤って算定している例が認められたので改めること。

(9) 口腔内装置調整・修理

口腔内装置調整に係る診療録に記載すべき内容について、画一的に記載している又は記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

ア 調整の部位

イ 調整方法

(10) 機械的歯面清掃処置

- ① 算定要件を満たしていない機械的歯面清掃処置を算定している次の例が認められたので改めること。

当該処置を行った歯科衛生士の氏名を診療録に記載していない。

- ② 歯科疾患管理料、歯科特定疾患療養管理料又は歯科疾患在宅療養管理料のいずれも算定していない場合に、算定できない機械的歯面清掃処置を算定している例が認められたので改めること。

(11) フッ化物歯面塗布処置

- ① 必要性が認められないフッ化物歯面塗布処置を実施している例が認められたので改めること。

- ② 使用薬剤名を診療録に記載していない例が認められたので、適切に記載すること。

## 10 手術

### (1) 抜歯手術

- ① 抜歯手術の難抜歯加算における症状、所見、手術内容の要点について、診療録への記載が不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。
- ② 歯根肥大、骨の癒着歯、歯根彎曲等に対する骨の開さく又は歯根分離術等に該当していない場合に、算定できない難抜歯加算を算定している例が認められたので改めること。

### (2) 歯根嚢胞摘出手術

歯根嚢胞の大きさが歯冠大に満たない場合に、算定できない歯根嚢胞摘出手術「1 歯冠大のもの」を算定している例が認められたので改めること。

### (3) 口腔内消炎手術

- ① 手術部位、症状及び手術内容の要点を診療録に記載しておらず、算定要件を満たしていない口腔内消炎手術を算定している例が認められたので改めること。
- ② 診療録に記載すべき内容について、画一的に記載している又は記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。
  - ア 症状
  - イ 手術内容の要点

### (4) 歯周外科手術

歯周外科手術（歯周ポケット搔爬術）における症状及び所見について、診療録への記載が不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

## 11 歯冠修復及び欠損補綴

### (1) 補綴時診断料

- ① 算定要件を満たしていない補綴時診断料を算定している次の例が認められたので改めること。
  - ア 製作を予定する部位、欠損部の状態、欠損補綴物の名称及び設計等についての要点を診療録に記載していない。
  - イ 診療録に記載すべき内容（製作を予定する部位、欠損部の状態、欠損補綴物の名称及び設計等の要点）が実態と異なっている。
- ② 診療録に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。
  - ア 製作を予定する部位
  - イ 欠損部の状態

ウ 欠損補綴物の名称及び設計等の要点

(2) クラウン・ブリッジ維持管理料

- ① 算定要件を満たしていないクラウン・ブリッジ維持管理料を算定している次の例が認められたので改めること。

患者に対して文書により当該維持管理に係る情報提供を行っていない。

- ② クラウン・ブリッジ維持管理を行っている歯冠補綴物又はブリッジを装着した歯に対して、当該歯冠補綴物又はブリッジを装着した日から起算して2年以内に、別に算定できない次の費用を算定している例が認められたので改めること。

新たな歯冠補綴物又はブリッジの製作・装着した場合の一連の費用

(3) 歯冠修復

- ① CAD/CAM冠を装着する際に、歯質に対する接着性を向上するための内面処理（アルミナ・サンドブラスト処理及びシランカップリング処理等）を行っていないにもかかわらず、装着に係る内面処理加算1を誤って算定していたので改めること。

- ② CAD/CAM冠用材料（(Ⅲ)、(Ⅳ)）の材料の名称およびロット番号等を記載した文書（シール等）が適切に保存・管理されていないため、使用患者、使用部位及び使用日がわかるよう適切に保存・管理すること。

(4) 有床義歯

残根上義歯の製作に当たっては、当該残根歯に対して適切な歯内療法及び根面被覆を行うこと。

(5) 修理

- ① 修理内容の要点を診療録に記載しておらず、算定要件を満たしていない有床義歯修理を算定している例が認められたので改めること。

- ② 極めて短期間に繰り返し有床義歯修理を行っている不適切な例が認められたので、適切な有床義歯の修理及び管理を行うこと。

- ③ 新たに製作した有床義歯（即時義歯又は軟質裏装材を用いる場合を除く。）を装着した日から1月以内に、算定できない有床義歯内面適合法を算定している例が認められたので改めること。

- ④ 算定要件を満たしていない歯科技工加算を算定している次の例が認められたので改めること。

有床義歯修理の場合について、預かり日、修理内容を診療録に記載していない。

## 12 保険外診療

- ① 保険外診療に係る診療録は、保険診療用の診療録とは別に作成すること。
- ② 保険診療と保険外診療の峻別を図ること。
- ③ 保険外診療として実施すべき医療材料・薬剤を使用した場合に保険診療とし

て誤って抜歯手術を算定している例が認められたので改めること。

## II 診療報酬の請求等に関する事項

### 1 届出事項、報告事項等

① 次の届出事項について、変更が認められたので速やかに東海北陸厚生局長あて届け出ること。

ア 保険医の勤務形態の変更

イ 保険医の異動

ウ 標榜診療科目、標榜診療時間、標榜診療日の変更

② 次の保険外併用療養費に係る報告事項について、変更の報告をしていなかったため速やかに東海北陸厚生局長あて報告すること。

金属床による総義歯に係る金属の種類、費用

### 2 掲示事項

保険医療機関の掲示事項に不備が認められたので、速やかに適切な掲示をすること。

① 明細書の発行に関する事項の掲示をしていない又は掲示内容が誤っている（一部負担金等の支払いがない患者に関する記載がない）。

② 施設基準に係る事項を掲示していない又は掲示内容が誤っている。

### 3 基本診療料の施設基準等

初診料の注1

院内感染防止対策を実施している旨の院内掲示が当該保険医療機関の見やすい場所に掲示されていないので、適切に掲示すること。

### 4 診療報酬請求

総論的事項

① 診療録と診療報酬明細書において、部位、傷病名診療内容、所定点数及び合計点数について一致しない例が認められたので、保険医療機関、保険医により十分に照合・確認を行い適切に記載すること。

② 審査支払機関からの返戻、増減点連絡書は、内容を十分検討し、以後の診療や保険請求に反映させるなどその活用を図ること。

③ 診療報酬の請求に当たっては、審査支払機関への提出前に必ず主治医自らが診療録と照合し、診療報酬明細書の記載事項に誤りや不備がないか確認すること。

### 5 一部負担金等

(1) 一部負担金



- ① 一部負担金の徴収について、次の例が認められたので、適切に徴収すること。
    - ア 徴収すべき者（知人、親戚）から適切に徴収していない。
    - イ 減免している。
    - ウ 診療の都度、徴収していない。
  - ② 審査支払機関が行った減額査定を認容した結果、一部負担金に過徴収が生じた場合は、患者に適切に返金等の対応をすること。
- (2) 領収証・明細書
- ① 領収証について、領収証の交付を行っていない及び個別の費用ごとに区分した領収証を発行していない例が認められたので適切に交付すること。
  - ② 明細書について、患者から交付を希望しない旨の申し出がなかった場合は、個別の診療報酬点数の項目の分かる明細書を発行しなければならないので、適切に交付すること。
  - ③ 一部負担金の発生しない患者（全額公費負担を除く）について、明細書を発行していない例が認められたので、適切に交付すること。

## 6 その他

- (1) 保険医は療養担当規則等の諸規則に習熟し、適正な保険診療に努めること。
- (2) 過去に出席した集団指導、新規個別指導における指導内容等を以後の診療や保険請求に反映させるなど活用を図ること。